

# 古賀市ホームページリニューアル業務委託仕様書

## I. 業務の概要

### 1. 業務名

古賀市公式ホームページリニューアル業務委託

### 2. 業務の目的

古賀市公式ホームページは平成23年4月にリニューアルして以来、順調にアクセス数を伸ばしており、市内外の多くのユーザーに利用されている。

ホームページが、求められる内容にスムーズにアクセス可能とするためのメニュー構成、サイトデザインを採用した。機能面では、スマートフォンなどの携帯端末でのアクセス増加を予測し、スマートフォンへの対応を行い、また付箋機能を付加するなど、利用者のニーズに対応すべく構築を実施した。また、情報発信速度の正確化・迅速化を目指して、コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という）を導入し、市職員による情報発信、更新業務を遂行してきた。

しかし、構築から7年を経た現在、利用者のニーズの多様化への対応や、高度化したスマートフォンなどへの最適化、最新のアクセシビリティなどユーザビリティへの対応が十分なものではなく、利用者にとって、情報が探しにくいなど、満足できるページとなっていないケースが見られるようになってきた。上記の問題点をクリアし、住民目線で、また市内・市外を問わずより多くの人に閲覧・活用が見込める機能性・デザイン性のあるホームページの構築、また職員が効率的かつ容易に更新できる管理システムの構築を前提とした、ホームページ及びシステム環境のリニューアルが不可欠である。

また、昨年の熊本地震以降は、緊急災害時の自治体ホームページにおける情報発信の重要性も高まっていることから、大規模災害時にも安定的に継続して情報発信を実現できる環境の整備が必要となっている。

さらに、本市は平成27年10月に「古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成し、今後の少子高齢化並びに人口減少を見据えた事業を実施していくこととなった。本市への移住・定住の促進及び企業誘致等、本市の魅力発信PR不足も課題として掲げられる。

具体的には、「子育て」「移住・定住」「企業誘致」を3本柱に据え、現行サイトや流行にとらわれず、より魅力的な古賀市役所ホームページを構築することを目的に、不足していると思われるウェブコンテンツを追加するなどして今回のリニューアル事業を実施する。

本業務では、古賀市ホームページ構築の目的やねらいを理解した上で、サイト設計・デザイン・レイアウトについてのコンサルテーションを行い、古賀市の条件を満たすホームページを構築する。

### 3. 本業務の範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本仕様書を満たすCMS の構築
- (2) ホームページの企画・設計・構築及びデザイン・データの作成
- (3) カテゴリ分類、サイト構成設計
- (4) 既存ホームページコンテンツの整理及びリニューアルホームページへのデータ移行
- (5) ウェブアクセシビリティへの対応・向上
- (6) ウェブアクセシビリティガイドラインの作成
- (7) 各操作マニュアルの作成
- (8) 職員研修（操作研修及びアクセシビリティに関する教育）の実施

### 4. ウェブサイトリニューアル仕様

#### (1) ソフトウェアについて

- ①今回導入する CMS は、毎年の更新ライセンス費用等が発生しないこと。
- ②必要に応じた適切なバージョンアップが可能なこと。
- ③有益な機能があれば積極的に提案すること。

#### (2) ハードウェアについて

- ①将来的な拡張性に十分考慮すること。ディスク容量の増設、メモリ等の増設等、環境の変化にあわせた拡張が実現できること。
- ②安定性、実績を考慮し、データセンター内で厳重に管理されていること。
- ③過去に導入実績のある信頼性に優れたハードウェア（ホスティングサービス）を選定すること。
- ④バックアップ処理に対応すること。万が一の障害時でも迅速に復旧できるように、連絡・復旧体制を整えること。各種自動バックアップが可能なシステムを構築すること。
- ⑤ホームページの閲覧及びファイルのアップロード・ダウンロード等においては、運用に差し支えない速度を確保すること。
- ⑥今後リリースされる OS やブラウザに対応できるよう、システムのバージョンアップ費用は保守運用に含まれるサービスであること。
- ⑦構築する環境は、外部クラウドサービス利用型、もしくは、「ふく電協」(\*1)の自治体クラウド「FMC-IaaS」環境で提案すること。

(\*1)「ふくおか電子自治体共同運営協議会」の略称

福岡県と県内自治体が、情報システムのコストと運用負荷を軽減するために、システムの共同利用を進めることを目的として、2002年に設立した団体

(ふく電協 URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyogikai.html>)

- ・クラウドサービス名、仮想マシンの構成 (OS、CPU コア数・スレッド数、メモリ、ストレージ容量) を提案書に記述すること。
- ・安全性を考慮し、グローバル IP アドレスのアクセス制御などの対応を行うこと。
- ・バックアップ領域を別途確保し、各種自動でバックアップが可能なシステムを構築すること。  
バックアップ手法およびバックアップ使用容量を提案書に記述すること。万が一の障害時でも迅速に復旧できるように、即時対応できる連絡・復旧体制を整えること。

### (3) セキュリティ対策

- ①コンピュータウィルス等による対策を十分に行うこと。アクセスログ等の管理ができること。
- ②ホームページ管理のユーザ権限が適正に設定できること。

### (4) コンサルティング

サイト構造、コンテンツファイル、タイトル、担当部署などのサイトマップ情報は、本市担当者との協議の上、確定することとするが、「新規のコンテンツ作成について」「緊急災害時の情報発信について」「アクセシビリティの確保・維持・向上について」「既存データの移行について」「ホームページの運用 (CMS の利用等) について」等、新しいホームページへスムーズに移行可能なためのコンサルティングを実施すること。

また、業務の目的をあわせ、現行ホームページから課題等を抽出し、リニューアルの基本方針の網羅された設計提案を実施すること。

### (5) コンテンツ

#### ①コンテンツの整理について

既存コンテンツのすべてのページを移行するにあたり、より見やすいホームページにするため、ページ構成などについて、所管課との協議により分割・統合・修正・削除などの新規作成・整理作業を同時にする。

#### ②新規コンテンツの作成について

第4次古賀市総合振興計画及び「古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた、本市への移住・定住の促進及び企業誘致を目的とする、古賀市の魅力や取り組みを市内外に充分発信でき、PR効果の高い魅力ある新規コンテンツ作成についての提案を行うこと。

#### ③コンテンツの更新について

平成29年7月より「VMware Horizon Client」を利用し、Internet Explorer をアプリケーション

仮想化して、セキュリティアクラウド経由でインターネット接続することとなるため、ホームページを更新する際は、古賀市の上記のネットワークに対応していること。

#### (7) デザインについて

- ①デザインは利用者の使いやすさを最優先とする。カテゴリを見ただけでページの内容が想像できるよう、設計を行うこと。
- ②古賀市の特性や魅力を反映したデザイン・表現とし、「古賀市へ行って見たい」という気持ちを喚起させるよう、ブランディング、デザインに工夫を凝らした内容にすること。
- ③リニューアルにより、リピート率、ページビュー等指標が増大すること。
- ④企画提案書には、トップページ、第2階層以下（中間ページ、詳細ページ）のデザイン案を作成すること。
- ⑤トップページに関しては2案以上作成すること。なお、最終的なデザインについては、協議の上本市が決定する。
- ⑥スマートフォンやタブレット端末などのデバイスに応じて、ホームページが最適化されること。

#### (8) 緊急災害時の情報発信について

緊急災害時における堅牢性を確保可能な Web サーバを準備し、災害時対応としての、情報更新の手順等についてもできるだけ具体的に設計提案すること。また、災害発生時などの緊急事態には、緊急用のトップページの切り替えなど行い、迅速かつ確実に緊急情報で発信できること。

#### (9) アクセシビリティの確保・維持・向上について

- ①総務省により策定された「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の手順に基づき、JIS X 834 1-3 : 2016 の適合レベル AA に準拠可能なホームページを構築すること。
- ②本誌と協議のうえアクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記した「古賀市ウェブアクセシビリティガイドライン」を作成すること。
- ③上達達成試験を実施し、その結果をホームページで公表すること。またウェブアクセシビリティ試験を毎年実施し、アクセシビリティの水準を保つこと。

#### (10) 既存データの移行について

- ①既存のホームページは、現在の委託業者が構築した CMS にて、サーバ内に HTML ファイルとして格納されている。本リニューアル事業においては、基本的に掲載されているウェブページ、作業期間内に更新されるコンテンツも含めたすべてのページの移行を実施することを前提として、設計提案を実施すること。

新たな CMS 等の提案を行う場合は、その新システムへの登録、移行作業も実施すること。

- ②既存のホームページ及び SNS からのデータ移管費用は作成委託料に含む。
- ③古賀市ドメインの権威 DNS は福岡県セキュリティクラウドが管理しているため、グローバル IP アドレスなどの変更がある場合、必要に応じて各業者との協議を行い、移行作業を行うこと。なお、セキュリティクラウド業者に申請しての作業となるので、移行スケジュールには余裕をもつこと。

#### (1 1) テンプレートの作成について

- ①作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行い、業務用途に応じた複数のテンプレートを作成すること。
- ②またテンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。

#### (1 2) 研修などについて

- ①ホームページの基本的な運用は、本市職員にて情報更新が実施可能なものとする。

##### ②操作及びアクセシビリティ研修

導入時に次のとおり操作及びアクセシビリティ研修を実施すること。開催時期については、本市と協議の上、柔軟に対応すること(目安)

ア) 作成者向け操作及びアクセシビリティ研修 (20人程度×5回程度2時間程度)

イ) 管理者向け操作及びアクセシビリティ研修 (3人程度×1回程度2時間程度)

研修に必要な資料(マニュアル等)、パソコンは受託事業者が人数分用意すること。研修会場、机、イス、プロジェクター、スクリーンは当市で用意する。なお、研修はリニューアル稼働前に実施することを前提とし、詳細日程は当市と協議の上、決定するものとする。

- ③現ドメイン「www.city.koga.fukuoka.jp」を継続して利用すること。

#### (1 3) 追加提案

提案者による独自の提案があれば、今回のリニューアル業務委託上限額の範囲内(上限額は3,132,000円(消費税及び地方消費税を含む。))とする)で行うこと。

#### (1 4) その他

- ①万が一の災害やシステム障害に備え、常時バックアップを行う体制を整えること。
- ②ユーザ数やページ数の増加による追加のライセンス費用が発生しないこと。
- ③障害発生時には迅速・正確に対応できる体制を整えること。
- ④本市職員からの各種問い合わせに対する対応及び連絡体制を整えること。

## 5. 現在の古賀市ホームページの運用状況等

### (1) 庁内で使用している PC の台数、OS、ブラウザ

台数：約420台

- ・OS:Windows 7 (一部 Window 1 0)
- ・ブラウザ : Internet Explorer

## (2) ページビュー、ページ数

- ・トップページアクセス(月間) : 平均 7 8, 0 0 0 PV
- ・総アクセス数(月間) : 平均 4 7 0, 0 0 0 PV
- ・移行ページ : 総ページ : CMS 上に登録されている静的ページ数

「CMS 上のページ : 【1, 5 1 1】 + 料理レシピページ : 【2 3 3】 = 1, 7 4 4 ページ」 (2017 年 6 月 1 4 日時点)」

※お知らせやイベント情報などの一時情報はページ数に含まれていません。一時情報の移行対象については、契約締結後に確定するものとします。

※例規集については、専門作成業者からの納品データをそのまま利用しているため、上記ページ数は含まれていませんが、移行対象には含まれます。

## 6. 委託期間

契約日の翌日から平成 3 0 年 3 月 3 0 日 (金) までとする。

## 7. 業務上限額

- (1) リニューアル事業 (今回の事業) の業務委託上限額は 3, 1 3 2, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。ただしこの金額は契約時の予定価格を示すものではなく業務の規模を示すものである。
- (2) 管理運営費 (参考) に係る経費の年額は 2, 5 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) を上限とし、5 年以内の契約予定とする。また、管理運営費は古賀市公式ホームページの公開に合わせ、別途契約する。

## 8. その他留意事項

- (1) 本事業の遂行にあたり知り得た情報の外部への漏えい・転用を行わないこと。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の仕様に違背することが見込まれるときは、あらかじめ書面をもって本市の了解を得なければならない。
- (3) 新システムの不具合及び機能要件等についての不足項目が検収後に発見された場合、受託者が無償で是正処置を行うこと。なお、瑕疵担保責任はシステム検収後 1 年とする。
- (4) 受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項に関しては、別途協議の上決定することとする。

## II. Web サーバ仕様

### 1. 概要

Webサイト情報を格納するサーバは、信頼性が高く運用に支障のない規模であること。  
なお、次項で指定する条件を満たすことができる仕様であることに十分留意すること。

## 2. 指定条件

- (1) サーバのディスク容量は必要十分な規模であり、将来的な需要増に対し増設が可能であること。
- (2) サーバのデータ転送量は、運用上支障のないものであり、災害発生時などの高負荷時にも運用可能な堅牢性を持つこと。
- (3) 年間を通じ、常時運用管理できる体制が担保できること。
- (4) 必要なバックアップ機能を有すること。万が一データを消失しても速やかな復旧が可能な体制であること。
- (5) 災害等に対する十分な備えを整え、停電などにも対応できること。また、外部からの進入に対しての監視体制を整えていること。

## III. 実施体制

### 1. 連絡会

業務の進捗管理、課題整理及び業務内容の意思統一を図るため、業務進行上やむを得ない場合を除き業務委託期間中月に1度の定例連絡会議を開催する。

連絡会議は、受託者及び事業担当者で構成し、必要に応じて各部署の担当者を出席させる。

### 2. 納入する成果物等

受託者は、平成30年3月30日（金）までに下記成果物を提出すること。

納入する成果物	納入形態
方針決定過程報告 ・ 協議録 ・ リニューアルプラン（最終版）	報告書 紙媒体 各1組
成果品 ・ コンテンツデータ ・ 操作マニュアル	報告書 電子媒体（CD-ROM） 各2組
アクセシビリティ試験結果	報告書

### 3. 権利関係

- (1) 成果品に関する著作権（財産権）は、古賀市の履行確認の時をもって受託者から古賀市に移転する。
- (2) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、古賀市が特に使用を

指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約にかかる一切の手続きを受託者が行うこと。また、この場合受託者は当該契約の内容について事前に古賀市の承認を得ること。

古賀市が使用を指定するロゴマーク等のデータは古賀市が提供するものとする。

#### 4. その他業務遂行上の留意点

- (1) 成果品の品質については、本要求仕様書の内容を満たすとともに、業務上支障のない品質を確保すること。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) この業務の再委託は、原則として認めない。ただし、成果物の品質確認等において受託者自らが業務を行うことが不適であると認められる場合は、古賀市が承認した場合に限り再委託を認めることがある。
- (3) その他、業務遂行上発生した問題等については、受託者と業務担当員で協議の上、対応を決定することとする。